

静岡産業大学情報学部教職委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学の情報学部（以下「本学部」という。）に教職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本学部の教職課程及び教育実習に関する事項を審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教職課程全般に関すること
- (2) 教育実習の企画、立案及び運営に関すること
- (3) 実習校との協議、連絡に関すること
- (4) その他、教職課程、教育実習に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長が選任した専任教員 若干名
- (2) 学務課長

(任 期)

第5条 前条第1号の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学部長が選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員会に副委員長を1名置き、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

(会 議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局学務課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附則

1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、「静岡産業大学学部教育実習委員会規程（平成18年4月1日施行）」は、平成29年3月31日をもって廃止する。